

令和2年度 第2回

静岡県河川審議会

日時：令和3年3月15日（月）14時00分～

開催形式：WEB会議

議事次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）白田川水系、稲取大川水系 河川整備基本方針について

4 報告事項

流域治水の取組

5 閉 会

< 配布資料 >

1 議事次第など

- (1) 議事次第
- (2) 委員名簿
- (3) 配席図
- (4) 審議経過表
- (5) 関係法令

2 白田川水系、稲取大川水系 河川整備基本方針について

- (1)

白田川、稲取大川－資料－1

 流域と河川の概要、治水計画、正常流量検討
- (2)

白田川、稲取大川－資料－2

 前回審議会での委員意見への対応及び
- (3)

白田川、稲取大川－資料－3

 白田川水系河川整備基本方針（原案）
- (4)

白田川、稲取大川－資料－4

 稲取大川水系河川整備基本方針（原案）
- (5)

白田川、稲取大川－資料－5

 流域概要図
- (6)

白田川、稲取大川－資料－6

 策定フロー図

3 流域治水の取組

- (1)

流域治水－資料－1

 流域治水の取組

静岡県河川審議会 委員名簿

(第12期 令和2年4月1日～令和4年3月31日)

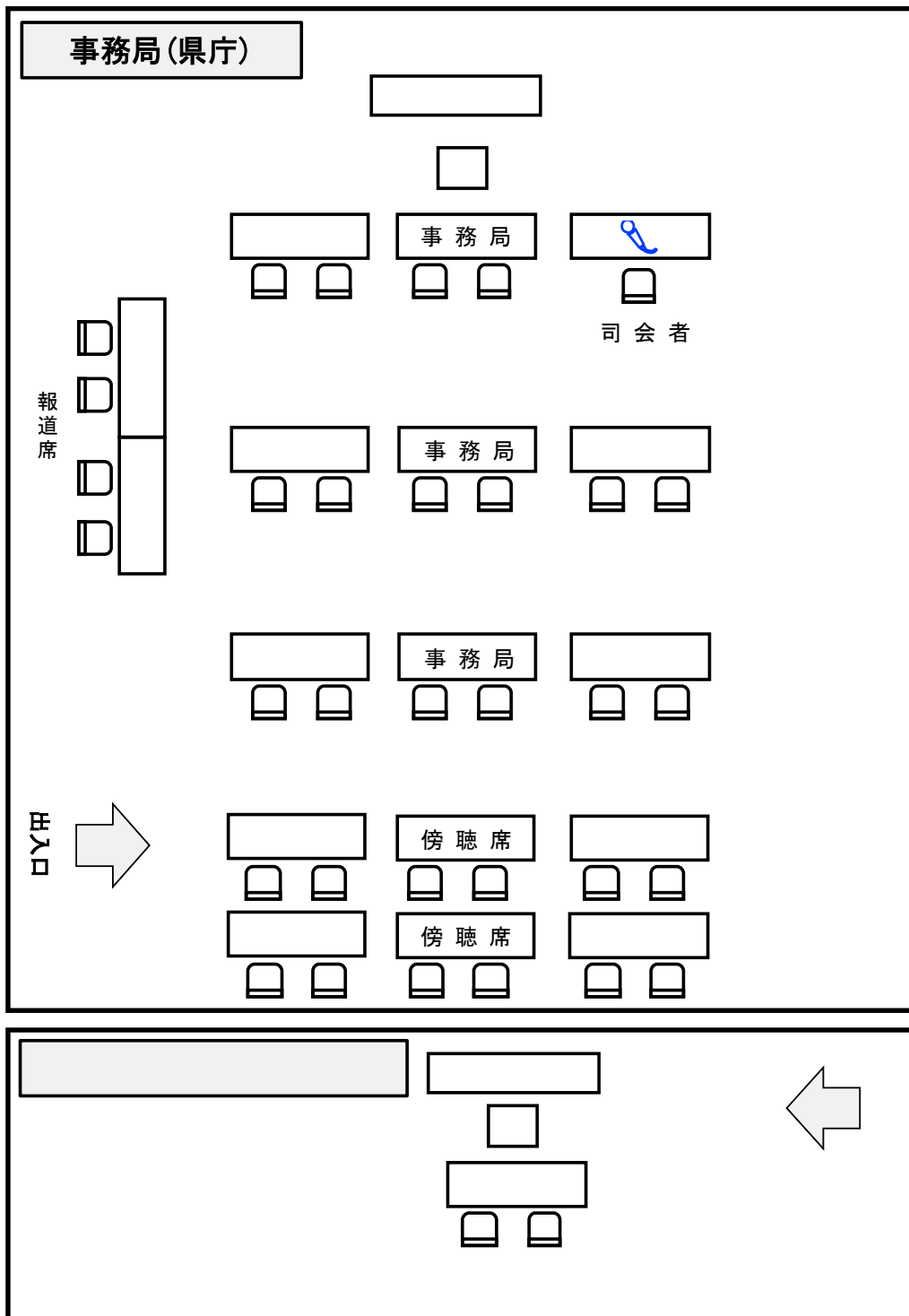
役職等	氏名	区分
東海大学海洋学部 教授	あきやま のぶひこ 秋山 信彦	学識者 (河川利用)
常葉大学社会環境学部 准教授	あさみ かよ 浅見 佳世	学識者 (専門学術)
東京農業大学地域環境科学部 准教授	あらい あゆみ 荒井 歩	学識者 (専門学術)
(株)静岡新聞社 浜松総局長	うんの としや 海野 俊也	学識者 (地域代表)
神戸大学都市安全研究センター 教授	おおいし さとる 大石 哲	学識者 (専門学術)
静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事	きぬむら とし 絹村 敏 み 美	学識者 (河川利用)
静岡市番町市民活動センター センター長	ごみ きょう 五味 響 こ 子	学識者 (地域代表)
(有)アムズ環境デザイン研究所 代表	たかぎ あつこ 高木 敦子	学識者 (専門学術)
(株)防災&情報研究所 代表	たかなし 高梨 なるこ 成子	学識者 (専門学術)
東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 准教授	ちばな たけよし 知花 武佳	学識者 (専門学術)
静岡県環境カウンセラー協会 理事	もりや のりこ 守屋 司子	学識者 (河川利用)
静岡県河川協会長 (沼津市長)	よりしげ 頼重 しゅういち 秀一	学識者 (地域代表)

配席図

令和2年度 第2回 静岡県河川審議会

日時：令和3年3月15日（火）14時00分～

場所：静岡県庁西館4階第一会議室B・C



静岡県河川審議会 審議経過表

令和3年3月

No.	審議対象 (河川整備基本方針)	河川審議会における審議						答申	策定 公表	備考
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目			
1	せと瀬戸川水系	H11 第1回 (H11.11.19)	—	—	—	—	—	平成12年 6月29日	平成12年 11月24日	
2	おきつ興津川水系	H11 第1回 (H11.11.19)	—	—	—	—	—	平成12年 6月29日	平成12年 11月24日	
—	—	H12 第1回 (H12.12.15)							—	
3	おおた太田川水系	H12 第2回 (H13.2.2)	H12 第3回 (H13.2.19)	—	—	—	—	平成13年 3月9日	平成13年 10月30日	
4	あおの青野川水系	H13 第1回 (H13.9.20)	H13 第2回 (H13.12.17)	—	—	—	—	平成14年 1月18日	平成14年 4月9日	
5	やぎさわお八木沢大川水系	H13 第1回 (H13.9.20)	H13 第2回 (H13.12.17)	—	—	—	—	平成14年 1月18日	平成14年 5月10日	
6	まつばら松原川水系	H13 第1回 (H13.9.20)	H13 第2回 (H13.12.17)	—	—	—	—	平成14年 1月18日	平成14年 5月10日	
7	みやこだ都田川水系	H13 第1回 (H13.9.20)	H14 第1回 (H14.11.7)	H15 第1回 (H16.1.20)	H18 第1回 (H19.3.23)	H19 第1回 (H19.11.20)	H19 第3回 (H20.3.19)	平成20年 3月27日	平成26年 2月14日	
8	かつまた勝間田川水系	H14 第1回 (H14.11.7)	H14 第2回 (H15.3.14)	—	—	—	—	平成15年 6月30日	平成15年 7月25日	
9	とちやま栃山川水系	H16 第1回 (H17.2.2)	H18 第1回 (H19.3.23)	—	—	—	—	平成19年 9月25日	平成21年 11月6日	
10	ともえ巴川水系	H17 第1回 (H18.2.8)	H18 第1回 (H19.3.23)	H19 第2回 (H20.2.15)	H19 第3回 (H20.3.19)	—	—	平成20年 3月27日	平成21年 4月23日	
11	とんだ殿田川水系	H19 第1回 (H19.11.20)	H19 第2回 (H20.2.15)	—	—	—	—	平成20年 2月28日	平成20年 4月30日	
12	いすず五十鈴川水系	H19 第1回 (H19.11.20)	H19 第2回 (H20.2.15)	—	—	—	—	平成20年 2月28日	平成20年 4月30日	
13	なかぎ中木川水系	H19 第1回 (H19.11.20)	H19 第2回 (H20.2.15)	—	—	—	—	平成20年 2月28日	平成20年 4月30日	
14	はぎま萩間川水系	H19 第3回 (H20.3.19)	H20 第1回 (H20.8.6)	—	—	—	—	平成20年 10月8日	平成21年 4月3日	
15	すすき須々木川水系	H19 第3回 (H20.3.19)	H20 第1回 (H20.8.6)	—	—	—	—	平成20年 10月8日	平成21年 4月3日	
16	とうざわ東沢川水系	H19 第3回 (H20.3.19)	H20 第1回 (H20.8.6)	—	—	—	—	平成20年 10月8日	平成21年 4月3日	
17	からす鳥川水系	H20 第1回 (H20.8.6)	H20 第2回 (H20.11.27)	—	—	—	—	平成20年 12月19日	平成21年 4月3日	
18	いとうなか伊東仲川水系	H20 第1回 (H20.8.6)	H20 第2回 (H20.11.27)	—	—	—	—	平成20年 12月19日	平成21年 4月3日	
19	いとうみや伊東宮川水系	H20 第1回 (H20.8.6)	H20 第2回 (H20.11.27)	—	—	—	—	平成20年 12月19日	平成21年 4月3日	
20	しんなか新中川水系	H20 第1回 (H20.8.6)	H20 第2回 (H20.11.27)	—	—	—	—	平成20年 12月19日	平成28年 4月26日	
21	しだたなか志太田中川水系	H20 第2回 (H20.11.27)	H20 第3回 (H21.2.10)	H21 第1回 (H21.6.12)	H21 第2回 (H21.12.22)	—	—	平成21年 12月22日	平成24年 2月10日	
22	ひがしおおや東大谷川水系	H21 第1回 (H21.6.12)	H21 第2回 (H21.12.22)	—	—	—	—	平成21年 12月22日	平成23年 3月18日	
23	りゅうこんじ竜今寺川水系	H21 第1回 (H21.6.12)	H21 第2回 (H21.12.22)	—	—	—	—	平成21年 12月22日	平成23年 3月18日	
24	ゆい由比川水系ほか 6水系	H21 第2回 (H21.12.22)	H22 第1回 (H22.10.12)	—	—	—	—	平成22年 12月22日	平成25年 4月26日	
31	かわづ河津川水系	H21 第3回 (H22.2.25)	H22 第2回 (H22.12.21)	H23 第2回 (H23.11.1)	—	—	—	平成23年 11月1日	平成25年 4月26日	
—	豪雨災害対策への 取組方針について	H22 第1回 (H22.10.12)	H22 第2回 (H22.12.21)	H23 第1回 (H23.5.31)	—	—	—			
—	布沢川ダム事業の 検証について	H22 第1回 (H22.10.12)	H22 第2回 (H22.12.21)	H23 第1回 (H23.5.31)	H23 第2回 (H23.11.1)	H23 第3回 (H24.1.31)	—			
32	まごめ馬込川水系	H23 第1回 (H23.5.31)	H23 現地視察 (H23.8.5)	H25 第2回 (H26.3.25)	H27 第1回 (H27.9.14)	—	—	平成27年 10月9日	平成28年 11月29日	
	まごめ馬込川掃流用水につ いて	H23 第1回 (H23.5.31)	H23 現地視察 (H23.8.5)	H24 第1回 (H24.8.9)	—	—	—			
33	いはら庵原川水系	H23 第2回 (H23.11.1)	H23 第3回 (H24.1.31)	—	—	—	—	平成24年 3月26日	平成27年 3月27日	
34	はたうち波多打川水系	H23 第2回 (H23.11.1)	H23 第3回 (H24.1.31)	—	—	—	—	平成24年 3月26日	平成27年 3月27日	
35	さぐちや坂口谷川水系	H23 第3回 (H24.1.31)	H24 第1回 (H24.8.9)	—	—	—	—	平成24年 11月8日	平成27年 3月27日	
36	にいの新野川水系	H24 第2回 (H25.2.4)	H25 第1回 (H25.10.29)	—	—	—	—	平成26年 7月29日	平成27年 3月27日	
37	おさ箴川水系	H24 第2回 (H25.2.4)	H25 第1回 (H25.10.29)	—	—	—	—	平成26年 7月29日	平成27年 3月27日	
38	なかにし中西川水系	H24 第2回 (H25.2.4)	H25 第1回 (H25.10.29)	—	—	—	—	平成26年 7月29日	平成27年 3月27日	
39	さかわあゆさわ酒匂川・鮎沢川水系 (神奈川県連携)	H24 第2回 (H25.2.4)	H25 現地視察 (H26.2.13)	H25 第2回 (H26.3.25)	H26 第3回 (H27.1.20)	—	—	平成27年 2月5日	平成29年 8月4日	

—	河川整備基本方針の変更（津波対策）について（17水系）	H25 現地視察 (H26. 2. 13)	H25 第2回 (H26. 3. 25)					平成26年 7月29日	12水系 平成27年 4月28日
40	なか 那賀川水系	H26 第1回 (H26. 9. 2)	H26 現地視察 (H26. 10. 21)	H26 第4回 (H27. 3. 17)				平成27年 6月19日	平成28年 6月3日
41	おおがも 大賀茂川水系	H26 第1回 (H26. 9. 2)	H26 現地視察 (H26. 10. 21)	H26 第4回 (H27. 3. 17)				平成27年 6月19日	平成28年 6月3日
42	いのうざわ 稲生沢川水系	H26 第1回 (H26. 9. 2)	H26 現地視察 (H26. 10. 21)	H26 第4回 (H27. 3. 17)				平成27年 6月19日	平成28年 6月3日
43	うめだ 梅田川水系 (愛知県連携)	H26 第2回 (H26. 12. 16)	H29 第1回 (H29. 8. 7)					平成30年 1月5日	平成30年 9月4日
—	河川整備基本方針の変更（津波対策）について（13水系）	H27 第1回 (H27. 9. 14) ・基本方針案						平成27年 10月9日	平成28年 6月3日
44	いと 糸川水系	H27 第2回 (H27. 10. 20)	H27 第4回 (H28. 2. 1)					平成28年 2月19日	平成29年 1月10日
45	はつ 初川水系	H27 第2回 (H27. 10. 20)	H27 第4回 (H28. 2. 1)					平成28年 2月19日	平成29年 1月10日
46	あたまわだ 熱海和田川水系	H27 第2回 (H27. 10. 20)	H27 第4回 (H28. 2. 1)					平成28年 2月19日	平成29年 1月10日
47	やま 山川水系	H27 第3回 (H27. 11. 17)	H27 第4回 (H28. 2. 1)					平成28年 2月19日	平成29年 4月11日
48	ひぶり 火振川水系	H27 第3回 (H27. 11. 17)	H27 第4回 (H28. 2. 1)					平成28年 2月19日	平成29年 4月11日
49	うぐす 宇久須川水系	H28 第1回 (H28. 7. 26)	H28 第3回 (H29. 2. 20)					平成29年 9月13日	令和元年 5月17日
50	あらりはま 安良里浜川水系	H28 第1回 (H28. 7. 26)	H28 第3回 (H29. 2. 20)					平成29年 9月13日	令和元年 5月17日
51	にしな 仁科川水系	H28 第1回 (H28. 7. 26)	H28 第3回 (H29. 2. 20)					平成29年 9月13日	令和元年 5月17日
52	おお 大川水系	H28 第2回 (H28. 11. 15)	H28 第3回 (H29. 2. 20)					平成30年 1月5日	令和元年 5月17日
53	たくみ 沢海川水系	H28 第2回 (H28. 11. 15)	H28 第3回 (H29. 2. 20)					平成30年 1月5日	令和元年 5月17日
54	いたおお 井田大川水系	H28 第2回 (H28. 11. 15)	H28 第3回 (H29. 2. 20)					平成30年 1月5日	令和元年 5月17日
55	ゆい 湯日川水系	H29 第1回 (H29. 11. 13)	H29 第3回 (H30. 3. 19)					平成30年 7月17日	令和元年 7月19日
56	こいし 小石川水系	H29 第1回 (H29. 11. 13)	H30 第2回 (H31. 3. 7)						
57	いんの 陰野川水系	H29 第2回 (H30. 1. 16)	H29 第3回 (H30. 3. 19)					平成30年 7月17日	
58	にしうらこうち 西浦河内川水系	H29 第2回 (H30. 1. 16)	H29 第3回 (H30. 3. 19)					平成30年 7月17日	
59	たちぼ 立保川水系	H29 第2回 (H30. 1. 16)	H29 第3回 (H30. 3. 19)					平成30年 7月17日	
60	こう 舌宇川水系	H29 第2回 (H30. 1. 16)	H29 第3回 (H30. 3. 19)					平成30年 7月17日	
61	べざいてん 弁財天川水系	H30 第1回 (H30. 10. 23)	H30 第2回 (H31. 3. 7)	R1 第1回 (R1. 7. 19)				令和2年 3月2日	
62	まえ 前川水系	H30 第1回 (H30. 10. 23)							
63	いとうおお 伊東大川水系	R1 第1回 (R1. 7. 19)	R1 第2回 (R2. 3. 17)					令和2年 6月26日	
64	きた 北川水系	R1 第1回 (R1. 7. 19)	R1 第2回 (R2. 3. 17)					令和2年 6月26日	
65	しらた 白田川水系	R2 第1回 (R2. 10. 27)	R2 第2回 (R3. 3. 15)						
66	いなとりおお 稲取大川水系	R2 第1回 (R2. 10. 27)	R2 第2回 (R3. 3. 15)						
—	河川整備基本方針の変更（津波対策）について（志太田中川水系）	H30 第2回 (H31. 3. 7)						令和2年 3月2日	
—	河川整備基本方針の変更について（坂口谷川水系）	R2 第1回 (R2. 10. 27)						令和2年 12月16日	

凡 例

<input type="checkbox"/>	決定・公表
<input checked="" type="checkbox"/>	今回

項目	水系数
県管理水系数	82
答申	62
（策定・公表）	55
（策定手続き中）	7
審議中	4
今後審議予定	16

静岡県河川審議会条例

昭和 40 年 3 月 23 日

条例第 6 号

静岡県河川審議会条例をここに公布する。

(設置)

第 1 条 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 86 条の規定に基づき、静岡県河川審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、2 級河川に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、河川に関し学識を有する者、県及び関係行政機関の職員並びに市町の長のうちから、知事が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、交通基盤部において処理する。

(一部改正〔平成 19 年条例 1 号・22 年 4 号〕)

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行後の最初の審議会は、知事が招集する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日条例第 4 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県河川審議会運営規定

(規定の適用)

第1条 河川審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関しては、河川法及び河川審議会条例に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

(召集)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ会長が招集する。

2 会長は止むを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(書面による議事)

第4条 会長は止むを得ない理由により審議会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に回録し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議長)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議事録)

第7条 会長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整しなければならない。

(1) 審議会の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議題

(4) 審議の概要

(5) その他重要な事項

2 前項の議事録には、会長及び会議に出席した委員二人以上が署名しなければならない。

(答申等)

第8条 審議会は県知事に対し、答申を行なう場合は書面をもってしなければならない。

2 前項の答申書の案の起草は、会長又は会長が指名した委員が行なうものとする。

(雑則)

第9条 この規定に定めのない事項は会長が定める。

附 則

この規定は、昭和42年3月16日から施行する。